

# 第4次堺市地域福祉計画（堺あったかぬくもりプラン4）について

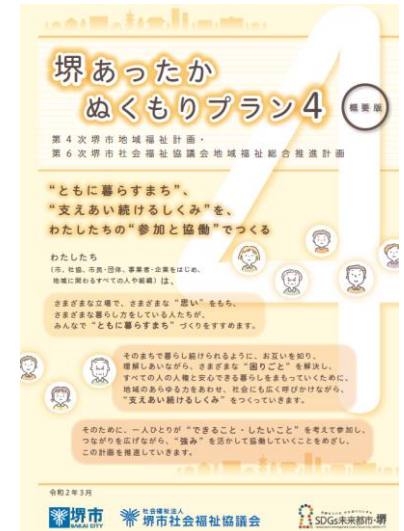


## 概要

- 堺市と堺市社協で「協働」して策定  
第4次堺市地域福祉計画  
第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画
- 策定年月：令和2年3月
- 計画期間  
令和2年度～令和7年度（6年間）
- 地域福祉計画とは  
社会福祉法107条に基づく計画。  
健康福祉分野の基盤となる事項や共通して取り組む  
事項など地域福祉を推進するうえで重点的に取り組む  
事項を定めている。  
本市地域福祉計画は「**成年後見制度利用促進計画**」、  
「**再犯防止推進計画**」を包含して策定をしている。



全体版



概要版

## ● 取組理念

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を  
わたしたちの“参加と協働”でつくる

## ● 市が重点的に取り組む施策

**基本目標①：生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します**

重点施策[1]包括的な相談支援体制の構築

重点施策[2]更生支援の推進に関する取組

**基本目標②：“ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます**

重点施策[3]多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

**基本目標③：すべての人の権利擁護を支えます**

重点施策[4]権利擁護の推進に関する取組

**基本目標④：安心して、生活しやすい環境をつくります**

重点施策[5]災害への備えや支援に関する取組

## ● 社協が重点的に取り組むこと

**取り組む方向性1 暮らしをまもる**

**取り組む方向性2 つながりをつくる**

**取り組む方向性3 地域福祉を創る**

# 第4次堺市地域福祉計画（堺あったかぬくもりプラン4）について

## ●参考

### ○堺市基本計画2025（令和3年3月策定）－

#### 重点戦略2.人生100年時代の健康・福祉～Well-being～

##### 施策(3)市民の参加と協働による地域福祉の充実

###### ■取組の方向性

【包括的な相談支援体制の構築】

【権利擁護支援体制の強化】

【多様な居場所や地域福祉活動への支援】 等

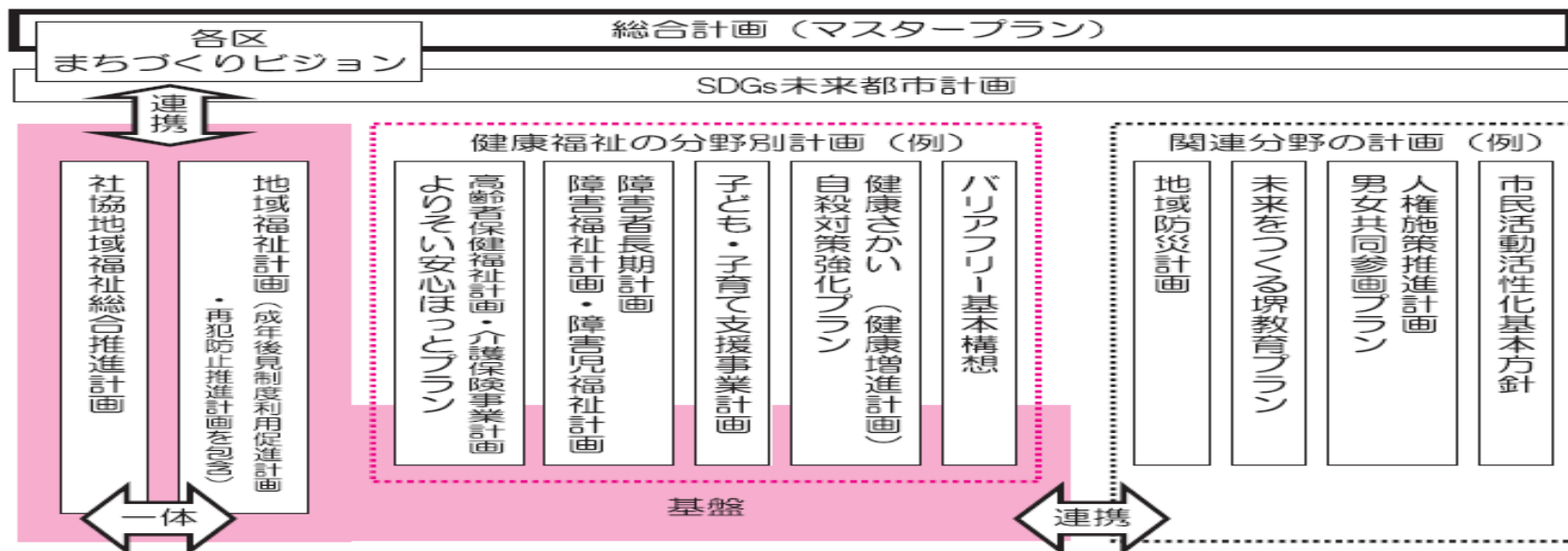
##### 施策(6)暮らしを支えるセーフティネットの構築

###### ■取組の方向性

【生活困窮者への重層的な支援】

【ひきこもりへの取組】

【依存症対策の強化】 等



# (参考) 社会福祉法 改正関係

## ○国の動向 1 – 社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行） –

平成29年の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定された。また、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制整備に努める旨が規定された。

同改正法の附則において、法律の公布後3年を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

## ○国の動向 2 – 地域共生社会推進検討会 –

厚生労働省が設置する「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生推進検討会）」において、令和元年12月にとりまとめが公表される。

## ○国の動向 3 – 社会福祉法の改正（令和3年4月1日施行） –

令和2年の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）により、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業（重層的支援体制整備事業）及びその財政支援等の規定が創設された。

# (参考) 地域共生社会とは

## 地域共生社会とは

・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。**

### 地域共生社会とは

- ◆ 制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



### 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

